

公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令に関するお知らせ

2014年1月31日

住友電設株式会社

当社は、公正取引委員会の調査を受けていた関西電力株式会社発注の電力工事の取引に関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、本日、同委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けましたのでお知らせいたします。

お客様、株主様をはじめ、関係の皆様方にご心配・ご迷惑をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

当社は、こうした命令を受けたことを極めて厳粛に受け止めており、なお一層の法令遵守の徹底と再発防止を図るとともに、信頼回復に全力で取り組んでまいります。

記

1. 排除措置命令の概要

当社は、関西電力株式会社が発注する架空送電工事の取引に関して、独占禁止法に違反する行為があったとして、違反行為が消滅していることを確認すること、以後同様の違反行為が行われないよう必要な措置を講じること等を命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

(1) 地中送電工事

納付すべき課徴金の額	1億1,116万円
納付期限	平成26年5月1日

(2) 架空送電工事

納付すべき課徴金の額	1億9,390万円
納付期限	平成26年5月1日

3. 業績に与える影響

平成26年3月期第3四半期会計期間において、上記課徴金納付額を特別損失として計上しており、平成26年1月30日に公表いたしました平成26年3月期の連結業績予想に織り込んでおります。

以上